

「平成 30 年 7 月豪雨」により借入金の返済が困難となった個人のお客様へ

JA庄原

このたびの豪雨災害で被災された皆様方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

「平成 30 年 7 月豪雨」による災害が、災害救助法の適用となり、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

このたびの災害により、住宅ローン、住宅リフォームローンや事業性ローン等の借入金を返済できなくなった個人のお客様が、本ガイドラインを利用することにより、債務免除・減免を申し出ることができます。(ただし、債務の免除等を受けるには一定の要件を満たす必要がございます。)

本ガイドラインの詳細につきましては、以下のリンク先でご確認ください。

●自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

<http://www.dgl.or.jp/guideline/>

(一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営期間のHPにリンクしています)

以上